

令和5年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(商工労働関連)

令和4年7月

大阪府

## 令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (商工労働関連)

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪の経済は、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限が緩和されることにより持ち直しつつあるものの、依然としてその影響が続いています。このような中、ロシアのウクライナ侵略等による世界的規模の原油価格、物価の高騰を受け、先行きが見通しづらくなっており、コロナ禍からの回復に向けた動きを阻害しかねません。

このような認識のもと、大阪の経済を支える中小企業の持続的な発展を支援するため、ビジネスモデルの転換や事業継続の支援、スタートアップ・エコシステムの構築などに取り組んでまいります。

また、大阪・関西万博のインパクトを活用し、大阪の成長を牽引する新エネルギー産業の振興や、彩都や健都、中之島におけるライフサイエンス分野の拠点形成を推進するなど、今後の大阪経済の成長の礎となる成長産業を育成してまいります。

さらに、コロナ禍により大きな影響を受けた雇用の回復に軸足を置きつつ、若者・女性や障がい者、高齢者など多様な人材が活躍できるよう、働き方改革などの就業支援を行うとともに、産業振興と一体となった人材育成に取り組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

令和5年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

大阪府知事

吉村 洋文

I	コロナ禍の長期化、原油・物価高騰の影響を受けた中小企業等の支援について	
1.	幅広い業種を対象とした事業者支援	1
2.	中小企業の事業再生に向けた支援	1
3.	雇用の維持・創出	1
4.	中小企業等のグローバル化支援施策の継続・拡充	2
5.	商業活性化施策の充実・強化	2
6.	回収不能となった営業時間短縮協力金にかかる地方財政負担の軽減	2

## II 中小企業等の活力が発揮できる環境づくり

1.	ビジネスモデル転換への支援	2
2.	経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の創設	3
3.	下請事業者の経営安定化等の対策強化	3
4.	大規模小売店舗による地域貢献	3
5.	万博調達への中小企業等の参入促進	3

## III 大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進

1.	スタートアップ・エコシステム拠点の形成	4
2.	健康・医療関連産業の世界的クラスター形成	4
3.	新エネルギー産業の成長促進	5
4.	競争力強化に向けた産業基盤の整備	5

#### IV 多様な人材が活躍できる環境づくり

1. 障がい者雇用の促進 .....	6
2. 労働環境の向上 .....	8
3. あいりん地域対策の強化 .....	8
4. ホームレスの方の就労機会の確保・提供 .....	9
5. 若年者に対する技能検定制度の見直し .....	10

#### V 国と地方の適正な役割分担について

1. ハローワークの地方公共団体への移管 .....	10
2. 運輸事業振興対策の推進 .....	10

## I コロナ禍の長期化、原油・物価高騰の影響を受けた中小企業等の支援について

コロナ禍の長期化により、業績が十分に回復していない中、世界的な需要の増加や国際情勢の影響による原油や物価の高騰が加わり、府内中小企業等は厳しい経営環境に置かれている。地域経済の回復、再活性化と雇用の維持・創出に向け、中小企業等の経営環境の改善を図る必要があることから、以下について要望する。

### 1. 幅広い業種を対象とした事業者支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、ロシアのウクライナ侵略の影響等により資材不足や原材料・原油価格の高騰が続く中、厳しい状況にある事業者に対して業種を問わず支援する給付制度を創設すること。

### 2. 中小企業の事業再生に向けた支援

新型コロナウイルス感染症関連融資の据置期間が終了し、元本返済が本格化するに伴い、業績が十分回復していない企業では当初約定通りの返済が困難になることも想定される。これらの企業が、資金繰りに支障を来さないよう取り組むことが急務であることから、以下の対策を講じられたい。

- (1) 「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」について、信用保証料の補助も含め、令和5年度以降も継続して実施すること。
- (2) 将来の経営改善に向けた即効性のある計画を作成することが困難な企業に対し、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の保証期間の延長（15年から20年に延長）や資本金劣後ローンを対象とする保証制度及び債権買取機関の創設など、企業の再生につながる制度を検討・実施すること。
- (3) 「中小企業活性化パッケージ」において、過剰な債務を抱えた中小企業の円滑な債務整理に向けた支援策が示されたところだが、保証協会が自治体の損失補償付き制度融資に係る代位弁済先の廃業に伴う債務整理（求償権減免）に応じようとする場合に、自治体の同意が不要となるような制度（保証協会連合会による損失補償の拡充）の検討を行うこと。

### 3. 雇用の維持・創出

雇用環境も依然として厳しく、今後の見通しは予断を許さない。これらに対応するため、以下の措置を図ること。

- (1) 雇用調整助成金の特例措置について、延長や助成内容の充実・強化を図ること
- (2) 雇用情勢に的確に対応した就職支援が実施できる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等財源措置を継続・充実すること。

#### **4. 中小企業等のグローバル化支援施策の継続・拡充**

生産拠点や調達先を多元化して安定的な供給体制の構築を図ることがわが国の企業にとって喫緊の課題となっている。中小企業等のグローバルサプライチェーンの再構築に資する取組を支援するため、「海外サプライチェーン多元化支援事業」など財政支援を継続・拡充し、対象地域を拡大すること。

#### **5. 商業活性化施策の充実・強化**

人口減少・高齢化社会が進む中、商店街は地域商業や地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしているが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、府内商店街等は甚大な被害を受けている。地域を再活性化する需要喚起対策を継続・拡充して行うとともに、意欲的な取組を進める商店街等に対する支援策の充実・強化を図ること。

#### **6. 回収不能となった営業時間短縮協力金にかかる地方財政負担の軽減**

営業時間短縮協力金の支給後に事業者が要請に従っていないことが判明した場合、事業者に対し協力金の返還を求めている。今後、協力金の返還に応じない事案が発生した場合、返還にかかる訴訟等対応、将来にわたる債権管理に必要な法令の整備や申請者情報の管理などの課題が生じることから、回収不能となった協力金の国庫返還及び今後の関係事務に要する費用について、地方の財政負担が生じないように、国において措置を講じること。

## **II 中小企業等の活力が発揮できる環境づくり**

大阪の経済を支える中小企業の持続的な発展のためには、新たなビジネスモデルへの転換や資金供給の円滑化、経営の安定化が不可欠である。また、地域経済の活性化を実現するためには、中小企業等が万博における調達に参入する機会を得ることが不可欠である。これらを促進するため、以下について要望する。

### **1. ビジネスモデル転換への支援**

デジタル技術を活用した柔軟な働き方であるテレワークや感染リスクの低い非対面型ビジネスなど中小企業等のビジネスモデルの転換を図るため、IT機器導入の支援を拡充すること。

また、多様な経営課題に応じた中小企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティの取組への支援を継続し、拡充すること。

## 2. 経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の創設

本年5月、国より「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、創業等の促進のため、経営者保証に依存しない融資を推進する旨の方針が示されたところ。

中小企業の新たな取組への挑戦を支援する観点から、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、創業以外においても、一定の要件を満たした中小企業が、通常の保証料に上乘せすることなどにより、経営者の個人保証なしで利用が可能な信用保証の特例制度を創設すること。

## 3. 下請事業者の経営安定化等の対策強化

親事業者の経営環境悪化による代金の値引きや適正なコスト負担を伴わない納期短縮など「下請かけこみ寺」への相談件数は高止まりの状態推移している。

こうした中、親事業者からのいわゆる“しわ寄せ”を防止するとともに、できる限り従来の取引関係を維持し、優先的に発注を行うよう、下請取引の適正化に向けた一層の啓発強化と、相談体制の充実・強化を図ること。

## 4. 大規模小売店舗による地域貢献

大阪府では、大阪府事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例を制定し、事業者に対して、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくりへの活動への積極的な協力や、これら商店会等への加入等による相互の協力を求めている。

全国に立地する大規模小売店舗が、商店会等への加入をはじめ、地域のまちづくり、地域貢献等への協力を努めることを大規模小売店舗立地法に明文化すること。

## 5. 万博調達への中小企業等の参入促進

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の調達コードの運用において、物流における環境負荷軽減にも寄与する、開催地である大阪・関西地域への優先発注制度の創設や、中小企業等の調達コードへの対応支援など中小企業等が参入しやすい環境を整備するよう、2025年日本国際博覧会協会に対し働きかけること。

## Ⅲ 大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進

大阪がもつ強みや2025年大阪・関西万博のインパクトを活かしながら、社会実装に向けた取組を加速化させ、新たな産業の創出や成長産業を育成するために、以下について要望する。

## 1. スタートアップ・エコシステム拠点の形成

大阪府では国の「スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に基づく「グローバル拠点都市」として取組を進めているところである。

イノベーションに取り組む国内外スタートアップの成長環境整備に向け、オープンイノベーション促進税制を抜本的に拡充し、CVC(事業会社の投資部門)のみならずVC(投資会社)も対象とし、ファンドにかかるキャピタルゲイン課税を免除すること。

さらに、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学の研究活動を支援する官民ファンド創設・投資の拡大を促し、公立大学がファンド出資・設立可能となるような仕組みをつくること。

## 2. 健康・医療関連産業の世界的クラスター形成

### <未来医療国際拠点の形成>

再生医療の社会実装、産業化に取り組む大阪中之島の「未来医療国際拠点」の形成は、国のバイオ戦略がめざす、先進的な研究開発国際拠点機能の構築等の一翼を担うものである。

再生医療の産業化の基盤となる、細胞・組織の信頼性確保(トレーサビリティ)と安定供給を可能とするサプライチェーンの構築、また、再生医療の利用者や細胞提供者の増加につながる社会受容性の向上を図る取組を一層加速させるため、国において財政支援を行うこと。

さらに、再生医療等製品の特性に対応した各種レギュレーションを早急に整備すること。

### <関西圏におけるグローバルバイオコミュニティの形成>

国のバイオ戦略に基づく、「グローバルバイオコミュニティ」の形成に向けた取組は、関西圏においては、産業界を中心としたネットワーク機関の財政面、人材面の負担により進めている。

この取組を持続的・発展的に進められるようネットワーク機関の運営に対する財政支援を行うこと。

### <医薬品・医療機器産業に対する支援の強化>

大学・研究機関のシーズに基づく新たな医薬品等の開発は、事業化までの期間が長く、多額の資金が必要であり、事業化に取り組む創薬ベンチャー企業にとって開発資金の調達は大きな課題となっている。また、中小・ベンチャー企業が医療機器分野へ参入する際にも、資金調達は大きな課題である。



こうした課題に対応するため、政府系ファンドの投資額を拡大し、医薬品・医療機器関連中小・ベンチャー企業の研究開発ステージやその規模に応じた支援を強化すること。

### ＜PMDA関西支部の機能強化＞

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ワクチンを国内で開発・生産できる力を持つことの重要性が改めて認識された（ワクチン開発・生産体制強化戦略）。そこで、革新的な医薬品の研究開発・実用化を迅速に進めるため、イノベーションの推進を図るため設置している、PMDA関西支部の利活用拡大に向け、利便性の向上や同支部のさらなる機能強化を図ること。

## 3. 新エネルギー産業の成長促進

### ＜新エネルギー産業の振興＞

2025年大阪・関西万博を絶好の機会と捉え、カーボンニュートラルの実現に向けた動きをさらに加速させ、新エネルギー産業の振興を一層促進するため、以下の措置を図ること。

#### (1) モビリティの電動化の支援

万博開催を見据え、燃料電池船、電気推進船などの電動モビリティの実用化に向けて、小型の旅客船等をはじめとする多様な船体の技術開発や実証試験に対する財政支援を行うこと。

#### (2) モビリティの電動化を加速するためのインフラ整備の支援

自動車だけでなく船舶等の充電インフラの開発実証に関する補助制度を創設すること。加えて、ワイヤレス給電システム普及のため、電波法による高周波利用設備の設置にかかる型式指定の対象を拡大すること。

#### (3) 次世代蓄電池の技術開発への支援

万博での蓄電池技術の活用に向けた次世代蓄電池の技術開発につなげるため、現在国において実施されている蓄電池技術開発の補助制度の継続や補助額の拡充を行うこと。

## 4. 競争力強化に向けた産業基盤の整備

### ＜堺・泉北臨海工業地域の競争力強化＞

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材など石油安定供給に依存する多様な産業が集積し、地域だけでなくわが国の産業競争力を支えるエネルギーの供給拠点とし

て重要な役割を担っている。一方、世界的な脱炭素の潮流、エネルギー構造の転換等に加え、大規模地震や激甚化する自然災害への対応等、石油コンビナートを取り巻く環境は大きな変化の中、厳しさを増している。こうしたことから、石油コンビナートの脱炭素化や事業再構築を図るための取組及び防災対策の一層効果的な推進に向け、次の施策を充実されたい。

- (1) 国際競争力強化に向けた石油コンビナートの脱炭素化に資する設備投資の支援制度を充実するとともに、以下の制度改善を行うこと。
  - ・石油精製業者のみならず、石油コンビナートに立地する石油化学や鉄鋼等の周辺産業への支援対象拡大。
  - ・単年度となっている事業実施期間の複数年度への拡大。
- (2) 民有護岸等のインフラ施設のうち、公共性が高く震災を受けると他施設への影響が大きい施設の耐震補強などの防災対策について、全てを企業負担とすることなく、財政支援を行うこと。
- (3) 産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、震災時における施設の維持保全に併せて耐震化を行うものについては補助対象にするなどの支援対象の拡充及び安定的かつ継続的な財源措置を講じること。

## IV 多様な人材が活躍できる環境づくり

大阪の持続的な成長を支える若者、女性、障がい者、高齢者など多様な人材が活躍するためには、就職支援や労働環境の改善等を図る必要があることから、以下について要望する。

### 1. 障がい者雇用の促進

今後の法定雇用率の引き上げ動向等も踏まえ、中小企業における障がい者の雇用の促進及び職場定着を支援するため、以下の施策を実施すること。

#### <現状の把握・分析等>

- (1) 新型コロナウイルス感染症による中小企業への影響も踏まえながら、特に常用労働者 100 人以下の中小企業が障がい者の雇用義務を果たすための課題と課題解決のための誘導・支援ニーズの把握に努めること。
- (2) 障がい者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況は、事業主毎に報告を受けているため、障がい者が実際に働いている事業所が所在する都道府県単位で把握できな

い。地域の実情に応じた雇用施策を講じることができるよう調査方法を改め、その結果を公表すること。

### ＜法定雇用率達成に向けた誘導・支援策の強化＞

- (1) 大阪府内には障がい者の雇用義務のある企業数が多いため、大阪労働局管内ハローワークについては、法定雇用率の達成指導及び援助を行う職員を増員するなど、その体制強化に努めること。
- (2) 中小企業の障がい者雇用を促進するため、令和2年度末に廃止された特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用安定助成金については、これらに代わる新たな助成金を中小企業のニーズ・課題を踏まえ、創設すること。また、既存の特定求職者雇用開発助成金については支給期間の拡大や支給要件の緩和に努めること。

### ＜さらなる障がい者雇用の拡大にむけた制度の改善・拡充＞

- (1) 中小企業における障がい者雇用を促進するため、障害者雇用納付金制度における調整金及び報奨金の額を引き上げるとともに、報奨金を受けるための要件となる雇用障がい者数の引下げを図ること。
- (2) 雇用率制度の対象障がい者の範囲について、諸外国における仕組みを早急に検討の上、障害者手帳等を有していない難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者（以下「難病患者等」）についても対象に追加するとともに、難病患者等を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。
- (3) 障害者介助等助成金における手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金について、対象障がい者を雇用している事業主の意見を踏まえ、支給期間の延長や支給額の増額を行うこと。

### ＜先進的な取組の導入＞

- (1) 本府が全国に先駆けて実施してきた「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」については、労働法規に詳しい手話通訳者2名を専門相談員として配置し、聴覚障がい者等への相談支援などを実施することで職場定着に成果をあげている。今後、聴覚障がい者等の職場定着を一層支援するため、国の雇用支援制度の一つとして創設すること。
- (2) 本府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国の契約においても障がい者雇用に取り組む事業主が評価される制度の導入を検討すること。

## 2. 労働環境の向上

### ＜企業における性的マイノリティの理解増進＞

企業における性的マイノリティの方に対する理解増進を進め、受け入れ促進を図ること。

### ＜男性育児休業の取得促進＞

職業生活と家庭生活との両立が求められるなか、いわゆる「育児・介護休業法」が改正されたが、中小企業においては、育児休業の取得による周囲の負担増や代替要員の補充が困難であることなどから導入が進んでいないため、企業における男性育児休業の取得を促進する周知啓発や支援を充実すること。

### ＜女性の活躍する労働環境の整備＞

女性の社会進出が一層進むなか、いわゆる「女性活躍推進法」が改正され、これまで努力義務とされていた「常時雇用する労働者が101人以上300人以下」の事業主についても、一般事業主行動計画の策定・届出や女性活躍に関する情報公表が義務付けられたが、中小企業においては、どのように取り組んで良いか分からず、また環境整備も進んでいないことから、更なる周知啓発、助成金の充実等、女性が働きやすい職場づくりに向けた支援を充実すること。

### ＜最低賃金の引上げ＞

国が定める最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、地域の実情に応じた最低賃金の引上げに努めること。

## 3. あいりん地域対策の強化

### ＜「あいりん労働福祉センター」の管理＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、大阪府は、解体工事を円滑に進めるため、「明渡請求訴訟」を提起した。今後、国としては、閉鎖した「あいりん労働福祉センター」の解体工事が完了するまでの間、大阪府と連携しながら管理を行うこと。

## ＜「新労働施設」の整備＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策として、現地建替えを行う「新労働施設」の整備に当たっては、これまでの歴史・経緯を踏まえ、「青空労働市場」の解消等を目的に、国によって設置された寄り場、駐車場など、あいりん地域固有の労働施設に係る機能を維持するためのイニシャルコスト及びランニングコストを国が負担すること。

また、あいりん地域においては、これまでの不安定就労者に加え、コロナ禍の影響に伴い、生活保護受給者をはじめ自立支援等を必要とする就労困難者等の流入も増加している。また、労働施設検討会議では、高齢者、女性、若者、外国人など、多様な就労相談者に対応するため、ワンストップ窓口の設置が求められており、国は、これらの不安定就労者や就労困難者等に関する職業相談、職業紹介及びカウンセリング等を実施するため、新労働施設において、ハローワークコーナーの設置に向けた地方公共団体との「一体的実施事業」を行うこと。

## ＜あいりん地域における雇用対策の充実＞

建設事業主等に対する社会保険制度の適正加入を促進させ、「日雇労働求職者給付金」の支給要件については、雇用保険印紙が25枚以下であっても枚数に応じて支給するなど柔軟な対応を図るとともに、日雇労働者の技能向上による安定就労に向けた取組を充実するなど、同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

## 4. ホームレスの方の就労機会の確保・提供

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が再延長されたが、大阪府では多くのホームレスの方が存在しており、引き続きホームレスの方の自立を支援するため、国の事業である「ホームレス就業支援事業」の委託費を増額すること。

また、ホームレスの方の就労機会を確保するためには、まず、住居の確保が必要であることから、「生活困窮者自立支援法」の住居確保給付金事業の対象外となっている敷金、礼金を対象とするとともに、家賃債務保証や緊急連絡先の確保など、ホームレスの方が活用しやすい制度とすること。さらに、就労訓練事業においては、ホームレスの方を対象とするとともに、協力事業所への支援を行い、就労訓練者の賃金確保につながるよう制度を充実すること。

## 5. 若年者に対する技能検定制度の見直し

近年、若者のものづくり離れや技能者の高齢化が進む中、大阪の基幹産業であるものづくり産業の持続的な成長のためには、若年者の人材確保・育成に加え、製造現場での生産性及び技術の向上に対応できる高度な技能を習得した人材の育成が求められている。若者が技能検定を受験しやすい環境を整備するため、若者の受検手数料減免措置の対象年齢等を見直し、そのために必要な財源措置を講じられたい。

## V 国と地方の適正な役割分担について

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施するため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

### 1. ハローワークの地方公共団体への移管

第6次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、産業・福祉・教育等の取組と一体化させた雇用施策を、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう、必要な人員・財源を合わせたハローワークの全面移管を検討すること。

### 2. 運輸事業振興対策の推進

地方トラック協会及び全日本トラック協会が貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業及び全国適正化事業並びに地方トラック協会からの出捐金により全日本トラック協会が実施する各種事業の費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されているところである。

しかし、これらの事業については、法令に基づき国土交通省が実施させている事業又は全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国費で措置すること。

あるいは、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。